

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十八年一月五日から同年五月六日ま
でに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十八年一月五日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アクロスプラザ橿原
所在地 橿原市曾我町四五番一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）アクロスプラザ橿原
（変更後）アクロスプラザ橿原

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ
つては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社桶谷	桶谷 陸	吉野郡吉野町大字新子三一七番地
未定物販一〓三		

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所

株式会社桶谷ホールディングス	桶谷 陸	吉野郡吉野町大字新子三一七番地
株式会社T・Feelows	井藤 雄二	堺市堺区向陵中町二丁目六番一〇号
株式会社三城	加賀 純一	東京都中央区銀座一丁目七番七号
ゼビオ株式会社	諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目七番三五号

三 変更年月日

平成二十七年四月七日

四 届出年月日

平成二十七年十月二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十八年一月五日から同年五月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで